

弁護士の活動領域の拡大 検討のたたき台（案）

1 弁護士の公務就任の自由化について

- (1) 弁護士法第30条第1項、第2項を削除し、弁護士の公務就任を自由化することはどうか。
- (2) 公務就任の届出制については、必要な範囲で弁護士会の会則で規定することはどうか。

2 弁護士の営業等の自由化について

- (1) 弁護士法第30条第3項を許可制から届出制に改正し、弁護士が営業等に従事する場合には、あらかじめ所属弁護士会及び日弁連に届け出なければならないとすることはどうか。
- (2) 営業等に従事する際の弁護士の行為規範に関する規定を法律・会則に設けることはどうか。